

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024年2月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2024年1月中旬～2024年2月中旬）

- 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定（意見募集稿）
- 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 事業者集中申告基準について

III. 中国法務の現場より

「外国人ビジネスパーソン中国での仕事・生活ガイドライン（2024年版）」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2024年1月中旬～2024年2月中旬）

◆ 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定（意見募集稿）¹

国家市場監督管理総局 2024年2月6日公表、2024年3月5日まで意見募集

1. はじめに

2023年12月29日に改正・公布され、2024年7月1日に施行される新たな会社法（以下「**新会社法**」という。）²第47条第1項は、現行の会社法（以下「**現行会社法**」という。）にて実施されている有限責任会社の登録資本引受登記制度³の内容を一部変更し、新設会社⁴の場合、初回の最低払込比率について従来と同じく制限を設けない一方、各株主が引き受けた出資額は会社の設立日から5年以内に全額払い込む義務を新設した（以下「**出資期限規制**」という。）。

また、新会社法第266条第2項は、同法の施行前に設立済みの会社（以下「**現存会社**」という。）について、その定款に定める株主の出資期限が上記の設立日から5年以内より長い場合、段階的に5年以内に調整する必要があるとあり、定款に定める出資期限と出資額が明らかに異常である場合には登記機関から調整を求められる可能性があることも新会社法では明記されており、これらの現存会社による新会社法の適用に関する具体的な実施方法は、国務院が別途定めることになる⁵。

本規定の意見募集稿（以下「**本意見募集稿**」という。）は、上記の「具体的な実施方法」として、新会社法の施行後における新設会社の出資期限（出資期限規制）、現存会社⁶における出資期限の調整方法、調整の例外場面、出資期限と出資額が異常な既存会社への特別措置、特別減資手続の適用条件と方法等を定めている。

以下では、本意見募集稿の要点を紹介する。

2. 本意見募集稿の要点

(1) 新設会社の出資期限規制

本意見募集稿第2条第1項は、2024年7月1日（新会社法の施行日、以下同じ。）以降に設立される会社（以下「**新設会社**」という。）の場合、全株主はその会社設立日から5年以内に、定款に定める登録資本を全額払い込まなければならないという出資期限規制を改めて明確にしている。

¹ 「国務院关于实施〈中华人民共和国公司法〉注册资本登记管理制度的规定（征求意见稿）」

² 新会社法の改正内容について、本ニューズレター2024年1月号にて紹介しているので、参照されたい。

³ 有限責任会社の登録資本は登記機関に登録される全株主が引き受けた出資額とし、且つ設立時と増資時の登録資本の払い込みに対する初回の最低払込比率や払込期限の制限を設けない内容とする資本金出資制度である。

⁴ 本意見募集稿に定める出資期限の調整等は、主に有限責任会社を対象としているため、本文における「会社」は、いずれも有限責任会社を意味する。また、紙幅の関係で、本意見募集稿における株式有限会社の出資に関する内容を割愛する。

⁵ 新会社法第266条

⁶ 現存会社（存量公司）は、新会社法の施行前に既に設立済みの会社である。

また、新設会社はその設立時、低額の登録資本を設定し、且つ5年以内に当該登録資本を全額払い込んだ後、定款に定める引き受ける登録資本を大幅に増額し、且つ増額分の登録資本の払込期限も5年以上に変更する方法を通じて、出資期限規制を回避する行為を防止するために、本意見募集稿第2条第4項により、会社⁷の増資時においても、増額分の登録資本の払込期限は増資の発効日（株主会決議より可決の日）から5年以内とされている。

なお、会社の設立登記時、資格を有する資本検査機構より発行される出資検査証明書の提出は2013年の会社法改正によって廃止されたが、会社の登記（設立と変更）を行う際に、出資検査証明書の提出は不要であることも明記されている⁸。

（2）既存会社の出資期限の調整

新会社法の施行前に既に設立された既存会社についても、新設会社と同じく2024年7月1日から5年以内の出資期限規制に適用されると、既存会社の資金の運営方針や株主の投資計画等の経営管理に大きな影響を与え、既存会社の減資（経営縮小）や清算等、経済発展にマイナスな効果が生じる可能性もあるため、本意見募集稿第3条、第6条～第8条及び第14条は、既存会社への出資期限規制の適用について、以下の経過措置を設けている。

ア 出資期限の調整方法

- 既存会社の出資期限が2027年7月1日から起算して5年を超える場合（すなわち出資期限が2032年7月1日以降となる場合）、2024年7月1日～2027年6月30日の3年間の経過期間（以下「経過期間」という。）のうちに、その定款に定める出資期限を2032年6月30日又はそれより以前に変更する必要がある⁹。
- 既存会社が上記の経過期間内にその出資期限を変更しない場合、会社登記機関（市場監督管理局、以下同じ。）は当該既存会社に対して、最終期限である2027年9月30日までに、その出資期限を上記の2027年7月1日から5年以内に変更することを命じることができる¹⁰。既存会社は上記の最終期限が経過したにもかかわらず、依然としてその出資期限を変更しない場合、会社登記機関は中国の国家企業信用情報システムにおいて当該既存会社に特別な標識を行ったうえ、社会に公開する¹¹。

イ 調整の例外場面

- 既存会社の出資期限が2027年7月1日から起算して5年未満である（すなわち2032年6月30日より以前）場合、出資期限の変更は不要である¹²。
- 国家重大戦略任務を担当し、国家経済と国民の生活に関係する、又は国家安全、重大公共利益に係る既存会社（民間出資、外商投資及び国家出資等の各種の会社を含む。）の場合、国务院の管理部門又は省レベル以上の人民政府の同意を経て、元の出資期限

⁷ ここの会社は、新設会社と既存会社の両方を含むと解される。

⁸ 本意見募集稿第2条第5項

⁹ 当該定款の変更後30日以内に、市場監督管理局での定款変更に関する届出を経て、国家企業信用情報公示システムにおいて公示することも求められている（「市场主体登記管理条例」（市场主体登记管理条例）第9条、第29条等）。

¹⁰ 本意見募集稿第6条

¹¹ 本意見募集稿第14条

¹² 本意見募集稿第3条第2項

を維持することができる¹³。

- 既存会社は営業許可の取消し、閉鎖命令又は抹消の行政措置を受け、又は登記上の住所や経営場所を通じて連絡を取れないことにより異常企業の名簿に掲載されたことにより、自ら出資期限を変更できず、あるいは変更しない場合、会社登記機関が別の名簿で管理し、且つ国家企業信用情報公示システムにおいて当該既存会社に特別な標識を行ったうえ、社会に公開する¹⁴。

(3) 異常な既存会社等への特別措置

新会社法第 266 条第 2 項は、出資期限や出資額に明らかな異常がある既存会社に対して、会社登記機関は即時に調整することを求めることができると定めているが、当該異常の判断基準を明確にしていない。この点について、本意見募集稿第 7 条は、以下の 2 つの判断基準を設けている。

- 形式の判断基準：
既存会社の出資期限が 30 年を超え、又は出資額は 10 億人民元を超えること。
- 実質の判断基準：
会社登記機関が既存会社から提供された状況説明、業界専門機構による評価の結果、又は関係当局との協議・検討を通じて、既存会社の株主の出資能力、主な経営項目及び資産規模等の状況に基づいてその登録資本の真实性に対する検証を行ったうえ、当該既存会社の出資期限や出資額には確実に明らかな異常が存在していると判断したこと。

上記の判断基準に基づいて出資期限や出資額には明らかに異常な既存会社と判断された場合、省レベルの会社登記機関の同意を経て、会社登記機関は当該既存会社に対して、6 か月以内にその出資期限を 2027 年 7 月 1 日から 5 年以内の期限に変更するとともに、出資額の調整を求めることができる。

また、新設会社であっても、定款に定める登録資本の金額が明らかに過大であり、客観的な常識と業界の特徴に適合せず、払込能力が具備されていない等の資本真实性の原則に反することが明確である場合、設立登記が認められない可能性もある¹⁵。

(4) 既存会社の特別減資手続

既存会社のうち、株主の出資能力を大幅に超える出資期限（数十年又は会社の存続期間と同じ期間等）と登録資本（個人会社にもかかわらず、数億から数十億人民元の登録資本）を設定しているような会社は少なからず存在している。

他方、このような既存会社の場合、出資期限規制により経過期間内にその出資期限を調整しても、調整後の出資期限内に引き受けた登録資本を払い込むことが実際には不可能であ

¹³ 本意見募集稿第 8 条第 1 項

¹⁴ 本意見募集稿第 11 条

¹⁵ 本意見募集稿第 9 条

ることが通常であるため、新会社法の施行前、又は遅くても本意見募集稿に認められる最終の出資期限である 2027 年 7 月 1 日から 5 年の期間内にその登録資本を実際に払い込むことができる範囲まで減資する必要に迫られることが想定される。

他方、通常の減資手続を行う場合、会社は貸借対照表と資産リストを作成したうえ、債権者への通知と 30 日間の公告、債権者の要求に応じて債務弁済又は担保を提供しなければならず、時間と手間がかかり必ずしも容易ではない。

このような状況の中、本意見募集稿第 5 条は、以下の条件を全て満たしている既存会社の減資に対して、国家企業信用情報公示システムを通じて 20 日間の公示を行い、その間に債権者からの異議申立てがなければ、既存会社は申請書や承諾書をもって減資の登記を行うことができる旨の「特別減資」の定めを設けた。

- 未払い債務又は抱える債務が明らかに実際に払い込んだ登録資本より低い等の事情が存在していない。
- 全株主が減資前の現在会社の債務に対して、その元の引受出資額の範囲内において連帯責任を負うことを承諾する。
- 董事全員が既存会社の債務履行能力と継続経営能力を損なわないことを承諾する。

上記の条件を満たしていない既存会社は、通常の減資手続を通じて減資を行う必要がある。

(5) 国家企業信用情報公示システムでの公示

新会社法第 40 条によると、会社はその株主が引き受けた又は払い込んだ出資額、出資方法や出資日、株主情報、許認可の取得や変更等に関する情報を国家企業信用情報公示システムで公示する必要がある、本意見募集稿第 10 条は、当該公示の期限を関連情報が形成された日から 20 営業日と明確にするとともに、株主が払い込んだ出資額を証明する株主名簿や財務諸表等の関連資料を国家企業信用情報公示システムにアップロードすることも定めている。

◆ 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配¹⁶

最高人民法院 2019 年 1 月 14 日公布、2024 年 1 月 29 日施行

1. はじめに

香港特別行政区（以下「香港」という。）は中国本土（以下「内地」という。）から独立した司法権と終審権を有するため¹⁷、香港と内地との間の司法援助や判決の執行等を実現するためには、香港政府と内地の司法機関との合意が必要とされている¹⁸。

¹⁶ 「最高人民法院关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行民商事案件判决的安排」

¹⁷ 香港特别行政区基本法（香港特别行政区基本法）第 19 条第 1 項

¹⁸ 香港特别行政区基本法第 96 条

このような状況の中、最高人民法院は香港政府との合意に基づき、2008年7月3日付け「内地と香港特別行政区法院との当事者による管轄合意の民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配」¹⁹（以下「旧手配」という。）を公布し、同年8月1日より施行された。

旧手配は、内地と香港の法院による判決の相互承認と執行の条件と申立ての方法等を定め、当該相互承認と執行の実現可能性を示した一方、適用対象である判決については、当事者間は内地人民法院又は香港法院のいずれかを唯一の管轄法院と明記した書面の管轄合意を締結し、当該管轄合意書に基づいて下された金銭の支払いを命ずる執行力を有する民商事案件の終審判決に限定しており、当該書面の管轄合意が締結されていない場合、当事者が紛争相手の執行可能な資産の所在地を把握できない場合、確実に判決を執行させるためには、内地又は香港の両方でいずれも民商事訴訟を提起し、異なる法体制における重複訴訟を行わなければならない、訴訟費用や時間等に関するコストが極めて高くなり、訴訟を通じた紛争の解決が非常に困難なものとなっている。

近年、内地と香港との間における民事取引と貿易が益々活発化しており、これに伴い各種の民商事紛争案件も年々増加し²⁰、両地の判決の相互承認と執行のニーズも日々高まっている。このようなニーズに応じるため、最高人民法院と香港律政司は2019年1月18日付けて「内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する手配」を締結し、最高人民法院はこれに基づいて2024年1月25日付け本「内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配」（以下「本手配」という。）を公布し、双方の合意により2024年1月29日付けて発効・施行することになった。

本手配の施行に伴い、旧手配は廃止されたが、当事者は2024年1月29日以前に既に書面による管轄合意を締結していた場合、引き続き旧手配が適用される²¹。

以下では、本手配の要点を紹介する。

2. 本意見募集稿の要点

(1) 適用範囲等

ア 適用対象となる民商事判決

内地と香港のいずれの法律によっても民商事案件²²に該当する案件及び刑事案件における民事賠償に関する発効済みの判決はいずれも本手配の適用対象となる²³。

上記の判決の適用範囲は以下のとおりである²⁴。

- 内陸：○判決、裁定、調停書、支払命令 ×保全裁定

¹⁹「最高人民法院关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行当事人协议管辖的民商事案件判决的安排」

²⁰「最高人民法院の人民法院涉外審判業務情報に関する報告(2022年10月28日)」(最高人民法院关于人民法院涉外审判工作情况的报告)

²¹ 本手配第30条第2項

²² 香港法院に審理される司法照合案件、及びその他行政権行使による案件が除外される(本手配第2条)。

²³ 本手配第1条、第2条

²⁴ 本手配第4条第1項

- 香港：○判決、命令、判令、訴費評定証明書 ×訴訟禁止令、臨時救済命令

上記にいう発効済みの判決の範囲は以下のとおりである²⁵。

- 内地：2審判決、上訴不可又は法定期限が徒過して上訴を提起しなかった1審判決、審判監督手続に基づいて下された上記の判決
- 香港：終審法院、高等法院上訴法廷及び原訴法廷、地域法院及び労資審裁処、土地審裁処、少額金銭・債務審裁処、競争事務審裁処により下された法的効力が生じた判決

イ 適用除外の民商事判決

以下の民商事案件の判決は本手配に適用されない²⁶。

- 内地人民法院より審理される扶養、養子縁組、成年後見等の親族関係の民事案件、及び香港法院より審理される別居可否に関する案件
- 相続、遺産管理と分配の案件
- 内地人民法院より審理される発明特許、実用新案の侵害、特許許可費用の比率等に関する案件、及び香港法院より審理される標準特許、短期特許権の侵害、特許許可費用の比率等に関する案件
- 海洋環境汚染、海事損害賠償責任制限、共同海損等の海事案件
- 倒産（清算）案件
- 選挙資格、自然人の失踪又は死亡、自然人制限や無民事行為能力の認定案件
- 仲裁協議の効力の確認案件、及び仲裁判断の取消し案件
- 内地と香港以外の国や地区の判決、仲裁判断の承認と執行の案件

ウ 認められる判決の項目

上記アの適用対象となる民商事判決の相互承認と執行が認められる項目（内容）は、金銭（財産）支給に関する判決項目と金銭支給以外の事項（侵害行為の停止等）に関する判決項目の全部又は一部であり²⁷、基本的に全ての判決項目の相互承認と執行が認められている。

また、上記の金銭（財産）支給に関する判決項目について

- 支給と命じられた財産と関連の利息、訴訟費用、遅延損害、遅延利息が含まれる一方、税金と過料が含まれていない²⁸。
- 知財紛争案件、内地の不正競争紛争民事案件、香港の模倣紛争案件、商業秘密侵害紛争案件、不法行為による金銭賠償の判決項目を除き、懲罰性損害賠償の判決項目の承認と執行は認められていない²⁹。

²⁵ 本手配第4条第2項

²⁶ 本手配第3条

²⁷ 本手配第16条、第19条

²⁸ 本手配第18条

²⁹ 本手配第17条

(2) 承認と執行の申立

ア 申立先となる管轄法院³⁰

- 内地：申立人又は被申立人の住所³¹、財産所在地の中級人民法院
- 香港：高等法院

被申立人は内地と香港のいずれにおいても執行に供することができる財産がある場合、申立人は内地と香港の法院それぞれに対して申し立てることができる³²。

イ 申立の所要書類³³

- 申請書（当事者の基本状況、申立事項と理由、判決は他の法院への執行申立の有無及び執行状況等を明記³⁴）
- 発効済みの判決を下した原審法院（以下「**原審法院**」という。）より捺印された判決副本
- 原審法院より発行された証明書（発効済みの判決、且つ原審法院の所在地で執行できることを証明）
- 発効済みの判決が欠席判決である場合、判決文において明確な説明があり、又は欠席した当事者による申立の場面を除き、欠席当事者を適法に召喚した証明文書
- 身分証明資料（個人の身分証明書、法人その他の組織の登録証書の写し及び法定代表者や主な責任者の身分証明書の写し）

内地の人民法院に提出する所要書類に中国語版がない場合、中文訳文を併せて提出する必要がある。

ウ 申立の手続等

承認と執行の申立の期間、手続と方法は、申立先となる法院の所在地の法律に従う。

(3) 承認と執行が認められない場面

被申立人は以下のいずれかの事項を証明できる証拠を提出し、且つ申立先となる法院より事実に適合すると認定された場合、承認と執行は認められない³⁵。

- 原審法院は承認と執行の申立に係る訴訟に対する管轄権³⁶を有しないこと
- 被申立人は原審法院の所在地の法律に基づいて合法的に召喚されず、又は召喚されたが、陳述、弁論の機会が与えられなかったこと

³⁰ 本手配第7条

³¹ 個人の場合は戸籍所在地又は永住者身分証の所在地、經常居住地、法人その他の組織の場合は登録地、主な事業拠点、主な営業拠点、主な管理拠点とされている（本手配第6条）。

³² 本手配第21条

³³ 本手配第8条

³⁴ 本手配第9条

³⁵ 本手配第12条

³⁶ 申立先となる法院の専属管轄ではないことを前提として、以下のいずれかの場合、原審法院の管轄権が認められる。

- 案件受理時、被告又はその訴訟に係る独立性を有しない事業拠点の所在地は原審法院の管轄下である。
- 契約に係る紛争の契約履行地は原審法院の管轄下である。
- 不法行為に係る訴訟の不法行為地は原審法院の管轄下である。
- 契約又はその他の財産紛争の当事者の書面合意で原審法院の管轄を約束した等
- 知的財産権侵害案件、内地の不正競争紛争案件、香港の模倣紛争案件について、違法行為地は原審法院の管轄下であり、且つ案件に係る知的財産権や権益は違法行為地の法律により保護される場合

- 欺罔行為により判決を取得したこと
- 申立先となる法院が訴訟を受理後、原審法院が同一の紛争に関する訴訟を受理し、且つ判決を下したこと
- 申立先となる法院が同一の紛争に対する判決を下した、又はその他の国や地区の同一の紛争に対する判決を承諾したこと
- 同一の紛争に対する仲裁判断が下された、又はその他の国や地区の同一の紛争に対する仲裁判断が承諾されたこと
- 原審法院に行われた承認と執行の申立に係る訴訟は当事者間の仲裁合意や訴訟管轄合意に違反したこと³⁷

原審法院の判決が、内地又は香港の法律基本原則あるいは公共利益、公共政策を明らかに違反したと判断された場合でも、承認と執行は認められない。

原審法院の知的財産権の有効性、成立又は存在の有無に関する判決項目の承認と執行は認められないが、当該判決項目に基づく責任負担の判決項目に関しては、上記の事由に該当しない限り承認と執行は認められる³⁸。

(4) その他

ア 承認と執行の審査の一時中止

承認と執行の審査中、その対象となる発効済みの判決に関する上訴（香港）又は再審手続が始まった場合、これらの上訴又は再審の判決が下されるまで、承認と執行の審査は一時中止になる³⁹。

イ 同一訴訟の取り扱い

- 民商事案件の審理期間内において、同一紛争に関する他方の法院に下された発効済みの判決に関する承認と執行の申立があった場合、承認と執行に関する裁定又は命令が下されるまで、当該民商事案件の審理は一時中止になる⁴⁰。
- 承認と執行の申立期間内又は承認と執行の実施後、当事者は同一紛争に訴訟を提起した場合、受理されず、既に受理されている場合には、却下されることになる⁴¹。

ウ 不服申し立て

申立先となる法院により下された承認と執行に関する裁定又は命令に不服がある場合、内地において裁定送達日から10日以内に上級人民法院に対して不服審査を申し立て、香港において香港の関連法律に従って上訴を提起することができる⁴²。

執筆担当：田暁争

³⁷ 本手配第13条

³⁸ 本手配第15条

³⁹ 本手配第20条

⁴⁰ 本手配第22条

⁴¹ 本手配第23条

⁴² 本手配第26条

II. 今月の中国関連ブログ記事

2024年2月にTMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

事業者集中申告基準について	
掲載日	2024年2月8日
概要	2024年1月22日に公布された事業者集中申告基準について紹介しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 外国人ビジネスパーソン中国での仕事・生活ガイドライン（2024年版）

2023年8月13日に公表された外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見⁴³（以下「外資24条⁴⁴」という。）をはじめに、外商投資誘致政策が着実に推進されており、実行状況や実績などが注目されている。

最近、外資24条のうち、第13条に規定されている外商投資企業の外国人従業員の在留に関する政策の最適化という政策の実行状況については、外国人ビジネスパーソン中国での交通、生活、消費に便宜を提供するために、2024年1月25日に、外国人ビジネスパーソン中国での仕事・生活ガイドライン（2024年版）⁴⁵（以下「本ガイドライン」という。）が公表された。2024年版が付けられているが、初めてのガイドラインと理解できる。

2024年1月26日に、ビジネス発展に関する商務部の記者会見が開催されたが、商務部部長の報告により、本ガイドラインも成果の一つとして述べられた⁴⁶。

本稿では、本ガイドラインの概要及び、法令違反となりがちな留意点を紹介する。

I. 概要

本ガイドラインは、留意点、日常生活サービス、中国での滞在留サービス、関連する社会サービスという4つの面に分けられており、やり方、必要な資料などを丁寧に提示している。具体的には、以下の通りである。

事項	要点・必要な書類
1. 留意点	
臨時宿泊登記を行うこと	略
ビザ・居留許可・工作許可証の有効期間	略
中国法令の厳守	① ウェイボー、WeChatの公式アカウントといったメディアプラットフォーム ⁴⁷ での発言。 ② ペットの飼育に関する規定。
軍事施設の撮影を遠慮すること	軍事の目的に直接に使われている建物、場所及び設備を含む。
2. 日常生活サービス	
電話SIMカードの申請	パスポートもしくは外国人永住身分証が必要。
銀行カードの申請	パスポートもしくは外国人永住身分証、工作許可証、中国の電話番号が必要。
電子決済の利用	① Alipay、WeChatを通じて国際的銀行カード（Mastercard、Visa、JCB、Discoverなど）にアクセスした場合、国外のカード発行銀行の同意が必要。

⁴³ 詳細はニュースレター8月号 (<https://www.tmi.gr.jp/eyes/newsletter/2023/14995.html>) を参照

⁴⁴ 全文は24条から構成されているので、中国では、外資24条とも呼ばれている。

⁴⁵ 「外国商务人士在华工作生活指引（2024年版）」、20240125094949758.pdf (mofcom.gov.cn)

⁴⁶ https://www.gov.cn/lianbo/fabu/202401/content_6929003.htm

⁴⁷ Line、Twitter、Instagram のようなものである。

事項	要点・必要な書類
	② Alipay、WeChat を通じて国際的銀行カードで電子決済をした場合、毎回の決済金額が200 円を超えると、取引金額の3%の手続料が必要。また、1 回は6,500 円を超えてはならず、毎年は6.5 万円を超えてはならない。
外貨から元現金への両替	入国した場合、2 万円を超えない現金を持つことが可能。
交通	① 地下鉄といった公共交通を利用した場合、Alipay、WeChat APP がよく電子決済で使われている。 ② 中国では、オンライン予約車（タクシー、個人的自動車など）が流行っているが、外国人も Alipay、WeChat APP を通じて利用できる。
宿泊	ホテルを予約した場合、予め外国人のお客様を受け入れる条件があるかをホテルと確認するのが望ましい。
3. 中国での滞在留サービス	
居留許可の期間延長の申請	① 国家移民管理局の公式サイトにおいて、サービスガイドライン、対応する受理場所及びその電話番号にアクセスできる。 ② 電話 12367 を通じてサービスプラットフォームへの照会が可能。
居留許可の申請	
4. 関連する社会サービス	
工作許可証の申請	利用者がオンラインで申請をする。
社会保険への参加	中国と社会保険協定を締結した国の国籍を持つ外国人を除き、中国で就労する、労働年齢内の外国人従業員は中国の社会保険に加入することが必要である。
個人所得税の納付	-

2. 留意点

本ガイドラインでは、臨時宿泊登記及びビザ・居留許可・工作許可証の有効期間が留意点として特に提示されている。

(1) 臨時宿泊登記

出入国管理法⁴⁸第39条及び第76条第1項第6号に基づき、外国人は中国国内で宿泊した場合、公安機構に対して臨時宿泊登記を行う必要があり、登記をしなかった場合、警告を受ける可能性があり、情状が重大な場合、警告に加えて、2,000 元以下の過料が科される可能性がある。

宿泊場所によって、登記方法は以下のとおりである。

- ホテルに宿泊した場合、有効なビザ又は他の国際的渡航書類を提供すればよい。
- ホテル以外の場所に宿泊した場合、外国人は、都市は24時間以内に、農村では72時間以内に、有効なビザ又は他の国際的渡航書類、居住地の賃貸借契約もしくは権利証書を持って、宿泊地の公安機構に登記を行う必要がある。

⁴⁸ 「出境入境管理法」

(2) ビザ・居留許可証の有効期間

ア ビザ

外国人はビザで入国し、中国国内で仕事・生活をする予定の場合、入国日から 30 日以内に条件によって居留許可を取得する必要がある。ビザの有効期間を延長する必要がある場合、ビザに明記された有効期間満了前の 7 日以内に在留地の県級以上の公安機構出入国管理部門に申請する必要がある。

イ 居留許可

居留許可の有効期間満了後に引き続き在留予定の場合、有効期間満了前の 30 日以内に延長を申請する必要がある。ビザの更新などによって居留許可証の記載事項に変化が生じた場合、10 日以内に公安機構出入国管理部門に変更を申請する必要がある。

外国人のビザ・居留許可の有効期間が満了し、有効な証明書類がなくなった場合、不法在留となり、出入国管理法第 78 条第 1 項に基づき、警告を受け、情状が重大な場合、1 日ごとに 500 元、総金額が 1 万元を超えない過料又は 5 日以上 15 日以下の拘禁が科される可能性がある。

(3) 工作許可証の有効期間

外国人が中国国内で就労する場合、対応する工作許可証及び就業用の居留許可証を取得する必要がある⁴⁹。工作許可証の有効期間満了前の 30 日以内に、利用者所在地の中国で労働している外国人の管理部門に対して延長を申請する必要がある。また、中国における外国人就労管理規定⁵⁰第 26 条第 1 項では、工作許可証は年度検査を受ける必要があり、期間を超えて年度検査を受けなければ、工作許可証は失効する。

適時に有効期間を延長せず又は年度検査を受けず、工作許可証が失効した場合、出入国管理法第 80 条第 1 項及び第 3 項では、外国人が不法に就労した場合、当該外国人に対して、5,000 元以上 2 万元以下の過料、情状が重大な場合、5 日以上 15 日以下の拘禁が課されるとともに、使用者に対して、10 万元の範囲で、1 名ごとに 1 万元の過料を科され、違法所得の没収をされる。

執筆担当：張 曉曼

⁴⁹ 出入国管理法第 41 条第 1 項

⁵⁰ 「外国人在中国就业管理规定」

IV. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
2024年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法（2023年改正法） 	<ul style="list-style-type: none"> 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-1 特許期間調整 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-2 遅延審査制度
2023年12月号	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて 専利法実施細則改正内容の公表
2023年11月号	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者インターネット保護条例 「ハーグ条約」への加入及び実施開始 	<ul style="list-style-type: none"> 中国深圳市での特許セミナー講師

<p>2023年10月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟(馳名商標認定) 	<ul style="list-style-type: none"> • 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向(「データの越境流動規範と促進規定」意見募集稿について) • 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表 • GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例
<p>2023年9月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 民事訴訟法の改正に関する決定 • 外国国家免除法 • 企業名称登記管理規定実施弁法 	<ul style="list-style-type: none"> • 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例
<p>2023年8月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 • 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法(パブリックコメント) 	
<p>2023年7月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中華人民共和国対外関係法 • 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 • ドローン飛行管理暫定条例 	<ul style="list-style-type: none"> • 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表
<p>2023年6月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) • 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法(意見募集稿) • 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第一版)～重要ポイントと実務対応～ • 「商標審査案件の審理中止状況規則」に関する解説
<p>2023年5月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針 • 薬品基準管理弁法(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> • 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～ • 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例
<p>2023年4月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 独禁法関連規定について 	

	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による〈中華人民共和国民法典〉の権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）（意見募集稿） 全国の地域別最低賃金の状況（2023年4月1日時点） 	
2023年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 立法法（2023年改正） 個人情報越境移転標準契約の主な内容 「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度（参考手引書）」の発行に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例
2023年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知 2022年度全国法院十大商事案件 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法改正草案（意見募集稿） 2022年の知的財産権取得状況（速報） 信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例 個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024年3月11日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ

現地デスク

フィリピン/マレーシア/ブラジル/メキシコ/ケニア